## 子どもと法・21 連続学習会 2017 年度第3回

拡大憲法リレートーク:自民党「改憲」案と国民投票法を知る①

日時:2018年1月19日(金)午後6時から午後8時半まで

場所:四谷地域センター11 階集会室2 (地図参照)

問題提起:憲法リレートーク参加者

衆参で改憲勢力が改憲の発議可能な3分の2を超え、自民党の憲法改正推進本部は、「改憲を公約の重点項目に掲げた衆院選で大勝したことを受け」「2017年内にも自衛隊の存在明記などを巡る意見集約を図り」、「2018年の通常国会で発議を目指す方針」とのこと。自民党が描くスケジュールでは、2020年施行を目指し、一番早い想定だと2018年末ごろに、遅くても2019年夏ごろまでには国民投票にかける模様。

現在自民党が提案する「改憲」項目は、①自衛隊明記②緊急事態条項③参院選の合区解消④教育無償化の 4項目。①については安倍総裁が突然言い出したこと、「国防軍」設置などを目指す意見もある自民党内では意見 の隔たりがありますが、「9条改憲」は共通と思われます。2017年11月の時点では早くも「参議院合区解消」のため 条文案の作成を本格化させることを決めたという報道がありました。

子どもと法・21ではこれまで毎月1回「憲法リルートーク学習会」を行ってこの問題を学び合ってきました。ここで学んだものを「改憲に抗するためにリーフレット」なども作成してきました。これを内外に広げるため、「拡大憲法リルートーク: 自民党「改憲」案と国民投票法を知る」学習会を2、3ヶ月に1回開催します。なお、毎月の憲法リルートーク学習会もどなたでも参加できます(参加希望者は下記事務局まで)。

第1回目の今回は、「改憲」内容の概要と国民投票法の問題を学びます。問題提起のあと参加者皆さんが意見 交換しながら問題点を知り、それを深めていきます。

多くの方々のご参加をお待ちします。

(参加費 200 円)

\*次回は3月23日(金)午後6時からを予定。もう少し「改憲」内容に踏む込む学習をします。

会場(四谷地域センター11階)のご案内



主催:子どもと法・21 (問合せ☎03-3353-0841 石井法律事務所内)